

令和5年度第2回臨時理事会議事録

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団

当事業団定款第33条第2項及び理事会会議規程第11条の規定に基づき、議決に加わることのできる理事全員の書面による同意書が得られ、また、監事による異議がなかったため、下記のとおり、提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。

記

1 提案事項

第1号議案 利益相反取引について

2 提案をした理事の氏名

理事長 塩見清仁

3 理事会の決議があったとみなす日

令和5年4月1日

4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

理事長 塩見清仁

令和5年4月1日